く館山市総合計画審議会 会長・副会長の選任について>

会長・副会長の選任については、「館山市附属機関設置条例」第4 条第1項の規定により、委員の皆様の互選によって決めることとされていますが、書面開催により、互選の実施が難しい状況であります。

先日、市長を含めた会議(企画審議委員会)にて、引き続き、会長 を館山商工会議所の石渡和男委員に、副会長を館山市金融団の小髙 栄二委員にお願いしたいとの話になり、両委員へご相談させていた だき内諾をいただいております。

## 【事務局案】

会 長	館山商工会議所推薦 石渡和男委員
副会長	館山市金融団(二十日会)推薦 小髙栄二委員

つきましては、事務局案のとおり、石渡和男委員に会長を、小髙栄 二委員に副会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

【別紙様式 1】委員意見提出書の「(1)会長・副会長の選任について」にて、ご回答くださいますようお願いいたします。